

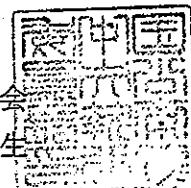
2008年 2月 29日

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会

座長 塩野 宏 殿

日本国家公務員労働組合連合会

中央執行委員長 福田 昭生



国家公務員退職手当の支給制限・返納等のあり方に関する検討項目に対する意見書

「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会」では、退職手当の支給制限・返納制度に関する法制上の課題等について、民間企業や公務部門における退職金実態の実態をふまえつつ、有識者による専門的な検討が行われていますが、退職手当が公務員労働者にとって重要な労働条件であることをふまえ、職員団体等の考え方についても意見反映が必要と考えます。

2月22日までに6回の検討会が開催され、諸外国の制度や民間企業における実態のほか、職員団体のヒアリングなども行われており、本格的な検討に入ることとなっています。

国公労連は、2月14日に申し入れを行ったとおり、退職手当が重要な労働条件の一つであることから、慎重な検討を行うよう申し入れたところですが、具体的な考え方について、今般、意見をとりまとめました。

つきましては、別紙のとおり2月13日の検討会で出された資料「退職手当の支給制限・返納等の在り方に関する検討項目・論点(案)」に沿って意見をまとめていますので、検討会での検討に国公労連の意見を反映されるよう求めます。

以上



退職手当の支給制限・返納等の在り方に関する検討項目・論点

検討項目・論点	これまでに述べられた意見等	国公労連の意見
1. 検討の視点・範囲 ○現行の退職手当制度の特徴と、その問題点を踏まえ、改定する際の取扱いを検討する。 維持を當たる事の懸念から、他の議論との関連性を考慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 不祥事が発覚する時点が異なることによつて、退職手当の返納が義務づけられることとなる場合と、支給した退職手当と分かれるものではないか。 既に支給された退職手当の返納では、該職員の生活に与える影響が異なるため、区別して考えるべきではないか。 退職後の非違行為についても返納の対象として議論すべきではないか。その場合にも、一般的な「比例原則」に留意する必要がある。 最終的な目標は、公務員不祥事をなくし、国民の信頼を回復することであるという観点が重要ではないか。 公務員制度改革の動きを見据えた議論が必要ではないか。 民間企業や諸外国の関連制度における取扱いを参考すべきではないか。 公務の特殊性と公務のバランスがとれた制度とすべきではないか。 <p>→【まとめ】退職手当制度の存在を前提として、不祥事を起した国家公務員に対する退職手当の取扱いに焦点を当てた検討を行いうが、さらに、共済年金制度、懲戒制度、その他の官「ねんせいじ」との均衡についてまで議論することもあり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検討会の設置目的に照らして、不祥事を中心とした検討すばるべきであつて、見直すべきではない。 検討会の設置目的に照らして、不祥事を中心とした検討すばるべきであつて、見直すべきではない。 退職手当の性質は、昭和59年の「国家公務員等退職手当の要件とせざるときは、在職中に死亡したものは、退職手当の支給を制限する」としての性格があるからか。
2. 支給制限・返納の考え方 (1) 退職手当の性格 ○支給制限・返納等の在り方を検討する前提として、退職手当の性格を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当は賃金の後払い、生活保障及び勤続報償の退職手当を併せ持つとする。退職後に支給されたものへの性格を返納するなどあることは、退職手当の支給を制限する場合のようになる。 その場合、そのように整理す 	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当の性質は、昭和59年の「国家公務員等退職手当の要件とせざるときは、在職中に死亡したものは、退職手当の支給を制限する」としての性格があるからか。

べきか。勤続報償か、賃金の後払いか、生活保障か、その混在か（死亡退職には、遺族への生活保障を含むのか）

な要素として考えるべき。

・退職手当の性格論から支給制限等の在り方を検討する必要がある考え方もある（死後退職者との差異）
・それは尊かれるという遅延による違法性（懲戒免職を支給しないこと）
・その者の非したがい（懲戒額部分を調整額にすること）
・者又は失職制限が強いために（後払払いの見本）
・手当は、ない（ヒアリング意見）
・退職手当と異なり、実際に働いていた期間についての給与相当額の返納を求めるときは、労働法的にはあり得ないことではないか。

(2) 支給制限・返納の根拠
○法的な説明根拠について整理することの要否。
○その場合、どのようなに整理すべきか（不当利得の返還的不法行為か、公務への信用失墜とか、契約か。）。

→【まとめ】退職手当には、勤続報償、賃金の後払い、生活保障といった性格が混在していることを念頭に、生祥事を起こした国家公務員の退職手当の取扱いに関する制度設計について検討を行う。

・退職金を支給したあ方に非違行行為が発覚した場合は、そもそもそれを行う（事例）
も、会社の規定の仕不当にしておらず、実際にも最高裁判例（三晃社事件）では可能である。
・返納の根拠を不当利得とすると、機械的な運用になりやすい。実態として退職手当が果たしている機能を考慮する必要があるのではないか。
・支給制限・返納の根拠は、当該公務員や退職公務員が死亡した場合の遺族の取扱いにも影響するので、慎重に議論すべきではないか。

3. 支給制限・返納制度の内容

(1) 返納事由の拡大
○返納事由に禁錮刑以上の刑の確定による判断ことの適否に認め

・民間では、懲戒解雇に相当する事由のある者には退職後に在職中の非違行行為が発覚した場合、

在職中に非違行行為が発生した場合との均衡は

・退職後には、支給事由を拡大しておらず、参考になるものではない。

・民間においては、懲戒処分と退職金の支給制限・返納等とは連動させず、別個に判断しているところもある。（ヒアリング意見）

・民間では、支給事由に相当する事由のある者には退職後には、支給事由を拡大しておらず、参考になるものではない。

在職中に非違行行為が発生した場合との均衡は

・退職後には、支給事由を拡大しておらず、参考になるものではない。

・民間においては、懲戒処分と退職金の支給制限・返納等とは連動させず、別個に判断しているところもある。（ヒアリング意見）

・退職手当の不支給と、既に支給済みの退職手当の返納では、当該職員の生活に与える影響が異なるため、区別して考えるべきではないか。

(2) -1 収納事由を拡大する場合 ○退職後に非違行行為が発覚した事由を適否(現行では、支給制限の範囲に該当するが、返納の場合はされない)。

○要があるのか(懲戒免職にについ、(1)非違行行為は過失の動機、(2)故意又はその職員の故意とその他の職員及び社会行為に与え(6)日に対する結果、(3)職務の過失、(4)過去の非違行行為、(5)過度に考慮の上判断する必要がある。(7)非違行の態度を総合的につながっている)。

(2) - 2 収納事由を拡大する場合 ○退職後(退職中の非違行行為のみならず、退職後の非違行行為についても返納事由とすることの適否)

○その場合、どのよいうな非違行為を返納事由とするか。(国家公務員法上の非違行行為に限定するこの是非)

・退職後に在職中の非違行行為が発覚した場合、在職中には、在職中に非違行行為が発覚した場合との均衡は考えられる。

・退職後の非違行行為は、返納事由とするには適さないのではないか。

民事事件の場合は、諸般の事情を総合的に判断することができるが、行政は、何を考慮するのか、明確のように示すか、必要がいて、退職手当に付帯するのか、具体的に支給制限・返納事由を拡大する必要があるのか、(ヒアリング意見)

○程度具体的な基準を示す(①故意又はその職員の故意とその他の職員及び社会行為に与え(6)日に対する結果、(3)職務の過失、(4)過去の非違行行為、(5)過度に考慮の上判断する必要がある。(7)非違行の態度を総合的につながっている)。

(2) - 2 収納事由を拡大する場合 ○退職後(退職中の非違行行為のみならず、退職後の非違行行為についても返納事由とすることの適否)

○その場合、どのよいうな非違行為を返納事由とするか。(国家公務員法上の非違行行為に限定するこの是非)

(3) 一部制限・返納制度の創設
○個々の事案に応じた部分的など
支給制限・返納を可能とする
支給の適否

- 在職中の行為が懲戒免職以外の懲戒処分に相当する場合、その行為の態様に応じて減額できる。(ヒアリング意見)
- 死亡退職の場合には自己都合退職手当の額と死亡等の退職手当の額との関係をどうするか。(ヒアリング意見)

○その場合、懲戒免職以外の懲戒(警告)に該当する場合に、不正行為に対する罰則を設けることの適否。

- 退職手当の質問後払い、生活保障などの支給格が重視されるべきことから、部分的な支給制限・返納はあり得るのではないか、

○その場合、禁錮以上の刑の確定に付する場合も、執行猶予の期間不支給・返納と一定に一律全額不支給・返納となることの見直しの要否。

(4) 一部支給制限・返納制度を創設した場合の基準を設けることの要否。

○その場合、何を考えするのか。
(公務の侵害による公務に対する損害度(公務の程度の程度の程度)、公務への貢献度(公益の信頼度)、公務への失墜度(公務の信頼度)など)。

- 懲戒解雇は有効としつつも、退職金を全額不支給とするには「永年の功績を抹消する」として、「年金の3割支給を命じた最高裁判決(小田急事件)」がある。
- 海外や民間の例を見て参考にすべきではないか。
- 公務員の場合、職務外の行為についても、重くとらえる必要があるのではないか。
- 事情聴取等に協力的であったことは考慮するべきか。
- 社会問題化しているかどうかで処分の在り方は変わるべきか。

- 退職手当の質問後払い、生活保障などの支給格が重視されるべきことから、部分的な支給制限・返納はあり得るのではないか、

- 公務上の行為かどうかは明確に分けて考慮すべき。また、永年の貢献を総合的に考慮し、判断の材料とすべきとする。

(5) 支給制限等の対象者（死亡関係）
○死亡により退職した者に支給制限して、退職手当している場合と事由を遺族を発する場合との適否。

・死亡による退職の場合、外形上だけで判断されるため、慎重な判断が必要ではないか。

・刑事事件の公判では被告が死亡すると棄却されると弁明され、職員死亡後の退職事例では、なつた事例であるが、本と適用して立川警察署等が問題になつた場合、外形上非違行為があつて処分を受けることを、不利益を必要ではないか。

○退職手当支給後、返納事由が死亡した時点において本人が死んでいた場合と、その相続人に返納命令の対象となることの適否。

・民間企業における就業規則の趣旨は、労働契約の内では規定するものであり、従業員の遺族についてはまでは拘束するような規定を置くことは困難ではないのか。

・退職手当支給後、返納事由が死亡した場合は、退職手当の支給又は支給制限は大求める事故で、被疑者が禁錮以上に拘束されないか。例えれば、故意に失を求める要件としている、国家賠償法による過失を考慮する必要はないか。

(6) その他
○出向行政制限・返納や退職手当の対象となることの適否。

・相続人に対する返納命令の対象とすることは困難ではないか。

・民間と民間との人事交流があつたときに、民間への出向中における禁錮以上刑の確定以外の不祥事についても、支給制限・返納事由とする必要があるのではないか。

○除斥期間・時効：法的安定性を退職手当から、返納命令の対象となることの適否。

・在職中の非違行為による返納を求めるべきと考へる

・出向中の非違行為は、退職手当の支給が在職中の期間を対象とするることは適切な限り・返納を可能とは適切な限りではないか。（ヒアリング意見）

・懲戒は、企業秩序維持の観点から労働契約関係に基づく使用者の権能として行われるものであり、非違行為から7年経過した後にされた論旨免職処分は、処分

<p>○自主返納：自主返納の徴途の時点において客観的に合理的な理由を欠き、権利の濫用として無効とした判決（ネスレ事件）を考慮すべきではないか。</p>	<p>○特別職：懲戒処分の対象ではない内閣総理大臣等の国家公務員刑法による事犯にのみが支給され、制限・返納額は現行のものと確定のものと確定のものと均衡させることの要否。</p>	<p>○一時差し止め制度とその整合性：現行の支給に、一時差し止めの取扱いを止めることの要否。</p>	<p>4. 支給制限・返納の手続き (1) 支給制限・返納命令を行う主体 ○事実認定の公正性や客観性を担保するため、専門的な第三者機関を活用することの要否。 ○「懲戒免職に相当する場合」の認定及び支給制限・返納の決定は、公正性を確保するため、任命権者ではなく第三者機関が行うこととすべきではないか。（ヒアリング意見） ○地方公共団体等への出向中の非違行行為にした場合、返納を主に返納した場合の支給制限・事実認定の主體非可はどこか。</p>
<p>○自主返納：自主返納がなされた場合には、返納命令で返さなければならぬ額から、差し引くべき額を除くべき額を返納した場合は、返納すべき額から自主返納した額を差し引くべきである。</p>	<p>○一時差し止め制度を創設するならば、一時差し止めにおける取扱いを見直すべきだと考える。</p>	<p>・自主返納を行った場合は、返納すべき額から自主返納した額を差し引くべきである。</p>	<p>・任命権者では一方的な決定となる恐れがあることから、第三者機関が行うべきだと考える。</p>

(2) 手続的権利保護
○退職者等の権利保護に必要なもの
手続的な仕組みはどのようなものか。

「懲戒免職に相当する場合」の事実認定及び支給制限・返納の決定は、公平性・公正性を確保するため、権利保護を図るたため、事実認定など関係者の意見を聴取するといど考える。

○遺族や相続人が権利を持つ場合と、退職者が権利を持つ場合とで、手続きを分けて考えることの要否。

○現行では、一時差し止め処分の適用を考慮する各府の長等への異議も返納処分もある二方、退職手続を用支給することができる(見直しの要否)。

(3) 事実認定・情報収集手続の在り方
○退職者や死亡者の事実認定にあたって、捜査当局等からの情報提供を可能とすることの要否。

客観的に明白である場合にはともかく、収賄罪や、談合への関与等で取調中には被疑者が死亡した場合には、公訴が原因で拳銃自殺した者の責任を負うつ病が原因に評価するのか。

・職務能力に問題はない限り、退職した職員も含めて、禁錮刑にあたらないような非違行為をどのように評価するのか。(ヒアリング意見)

・非違行為が発覚したものとの間の遭遇を均衡させる必要があるのではないか。

・報収集は欠かせないが、事実認定・情

の要否。